

株式会社D J K 約款

(目的)

第1条 本約款は、委託者であるお客様（以下「お客様」といいます。）からの依頼により株式会社D J K（以下「D J K」といいます。）が受託する支援業務（分析試験、物性試験、受託研究、サンプル試作、加工試験）、また調査及びコンサルティング業務等（以下「本業務」といいます。）を遂行するために必要な事項を定めることを目的とします。

(適用)

第2条 お客様及びD J Kは、本業務を、次条に従い成立した個別契約によるほか、本約款に従って履行するものとします。

2. 前項の場合において、個別契約の定めが本約款の定めと相違する場合は、その部分に限り、個別契約の定めが優先されるものとします。

(個別契約の成立)

第3条 本業務に係る個別契約は、次の各号のいずれかに該当した場合に成立するものとします。

- (1) お客様とD J Kとの間で契約書を締結したとき
- (2) D J Kがお客様から申込（D J K所定の依頼書）を受領したとき

(支払い)

第4条 本業務の委託料は、別段の合意がない限り、見積書及び請求書における支払い手続及び支払い条件に従い支払われるものとします。

(秘密保持)

第5条 D J Kは、本業務の内容、結果及びお客様から本業務に関連して開示された技術情報（試料を含みます。）のうち秘密と指定された情報（以下「秘密情報」といいます。）に関して秘密を厳守し、お客様の書面による事前の承諾なく、秘密情報を本業務以外の目的には使用せず、かつ第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではありません。

- (1) お客様から開示を受けた際、既に公知又は公用となっていたもの。
- (2) お客様から開示を受けた際、既に自ら保有していたもの。
- (3) お客様から開示を受けた後に、D J Kの責によらないで公知又は公用となったもの。
- (4) D J Kが正当な権利を有する第三者から合法的に、秘密保持義務を負うことなく入手したもの。
- (5) 秘密情報によることなくD J Kが独自に開発したもの。

2. 本条第1項の規定にかかわらず、本業務の全部又は一部を第三者に再委託するときは、お客様の書面による事前の承諾を得て、再委託に必要な秘密情報を当該再委託先に開示できるものとします。ただし、D J Kは、当該再委託先に対して、D J Kが前項の規定に基づき負担する義務と同等の義務を負担させるものとします。

(試料・情報等の提供)

第6条 お客様は、D J Kの求めに応じ、業務遂行に必要な試料、機材、情報（試料及び機材等の使用上注意すべきすべての事項を含みます。）等をD J Kに提供するものとします。但し、D J Kの受入基準を満たさない試料等については、D J Kはその受領を拒否することができます。

(終了後の措置)

第7条 D J Kは、予め両者間で決定した返還方法に従い、お客様の試料及び技術情報等を返還するもの

とします。

(報告書)

第8条 DJKは、お客様と協議して定めた期日までに、本業務の結果を報告書として作成し、お客様に提出するものとします。

2. DJKは、報告書の写しを控えとして作成し、報告書提出後5年間保管し、その他本業務に関する記録等は報告書提出後3年間保管するものとします。
3. お客様は、第1項に基づきDJKから提出を受けた報告書を転載し第三者に開示（インターネットや紙面広告媒体等）する場合には、事前にDJKの書面による承認を得るものとします。

(責任)

第9条 DJKは、本業務に関して自らの責に帰すべき事由によってお客様に損害を与えたときは、お客様と協議の上、次のいずれかの方法により必要な補償をします。

- (1) DJKの費用負担のもとに本業務をやり直します。
 - (2) お客様から支払われた委託料を限度としてお客様が被った損害を賠償します。
2. 前項に関する請求権の行使は、第13条に規定されている個別契約の有効期間終了後1年以内とします。

(結果の利用等)

第10条 お客様が本業務の結果を利用することにより生じた損害については、DJKは一切責任を負わないものとします。

2. DJKは、本業務の結果が第三者の知的財産権に抵触しないことを保証するものではありません。

(個別契約の変更・解約)

第11条 お客様及びDJKは、やむを得ない事情によって個別契約の履行が困難となる事態が生じたときは、両者間で協議の上、その同意を得て、個別契約を変更又は解約することができるものとします。

2. 本業務の中止・解約に際しては、それまでに要した費用について、両者間で協議の上、その措置を決定するものとします。

(不可抗力)

第12条 天災地変その他DJKの責に帰することのできない事由により本業務の遂行が困難になった場合は、両者間で協議の上、その措置を決定するものとします。

(有効期間)

第13条 個別契約の有効期間は、個別契約成立の日から第8条に定める報告書提出日までとします。

2. 前項の規定にかかわらず、第5条の規定は個別契約の有効期間終了後3年間、第8条第3項及び第10条の規定は個別契約の有効期間終了後も有効に存続するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第14条 お客様及びDJKは、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

④ 個別契約が終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、個別契約に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2. D J K又はお客様の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができることとします。

(1) 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合

(2) 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項④の確約に反した行為をした場合

(協議事項)

第 15 条 本約款に定めのない事項又は本約款の各条項の解釈に疑義が発生したときは、互譲及び両者誠意をもって協議の上、これを解決するものとします。

以上 (2020. 3)